

野田市議会委員会条例の一部を改正
する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第25号

野田市議会委員会条例の一部を改正する条例

野田市議会委員会条例（昭和52年野田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「市政推進室、」を削り、同項第2号中「市民生活部」を「危機管理部、市民生活部」に改める。

附則第4項中「広報」を「交通政策」に改め、「観光及び」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。